**鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助事業に係る注意点等**

***☆補助金交付申請に係る注意点***

1. **交付金額について**

　　　本補助金はエコクラブのメンバー及びサポーターの年間活動補助として交付しています。そのため、交付申請後にメンバー及びサポーターが新たに参加した場合でも補助金は増額されませんので、予めご了承ください。（メンバー及びサポーターが増えること自体は問題ありません。）

1. **支払いについて**

本補助金の支払いは完了払い(事業終了後、実績報告に基づく確定額を支払う方法)です。

1. **こどもエコクラブ全国事務局への登録について**

本補助金申請には、こどもエコクラブ全国事務局へ事前登録が必要になります。申請時には、継続届または新規登録届の写しを添付してください。（継続手続きは、こどもエコクラブ全国事務局のＨＰからも行えます。その場合は、手続き後のクラブページ「登録クラブ情報」画面の写しを添付してください。）

4. **申請書等各種様式について**

　　　申請書等の各種様式は、従前のものから変更されている箇所があります。過去の提出書類をＰＣ等で編集予定の場合は、必ず最新の様式データをご用命ください。

5.　**講師などの委託先について**

委託をする場合は県内事業者への発注に努めてください。（通信販売を利用する場合も同様に、発注先をご確認ください。）

6. **補助対象経費について**

本補助金において「食糧費」、「備品購入費」は、その内容により補助対象経費にあたるかどうかを確認しますので、補助対象経費に該当するか不明な場合は、必ず事前にご相談ください。例えば、「食糧費」のうち、その性質がエコクッキング等に用いるための「原材料費」であれば必要経費に該当しますが、飲食店等での飲食代は該当しません。

7. **補助経費の対象範囲について**

補助対象となる活動に要する消耗品の購入時などには、ポイントカード等を利用しないようにしてください。（レシート等にポイント表示がある場合には、補助の対象とならない可能性があります。）

学校行事として行った活動の経費は補助対象外です。

**その他、ご質問等ございましたら、下記担当までご連絡ください。**

**鳥取市生活環境課　担当：岡本**

**TEL：（０８５７）３０－８０８２**

**Email：kankyo@city.tottori.lg.jp**